綾オーガニックスクール管理運営要領

第１章　総則

第１節　目的

（目的）
第１条　この要領は、綾オーガニックスクール(以下、「スクール」という。)の円滑な運営と自然生態系農業の発展の基礎となる活動を展開するために必要な事項を定める。

第２節　管理運営体制

（管理運営体制）
第２条　スクールの適正な円滑な運営を図るため、綾町農林振興課及び綾町有機農業研究会、スクールの運営主体(以下「運営主体」という。)、宮崎県中部農業改良普及センター(以下「普及センター」という。)で構成する企画運営委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

（委員会の検討事項）
第３条　委員会は、次に掲げる事項について検討する
（１）スクールの教育計画に関すること。
（２）研修生の入学・進級・卒業に関すること。
（３）研修生の指導に関すること。
（４）研修生の表彰、懲戒に関すること。
（５）研修生の就農に関すること。
（６）自然生態系農業の発展の基礎となる活動に関すること
（７）その他第１条の目的を達成するために必要なこと。

（委員会の組織）
第４条　委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
２　委員長は、綾町農林振興課長をもって充て、会務を総理する。
３　委員は、構成員及び委員長が必要と認めた者をもって充てる。

（委員会の開催）
第５条　委員会は、委員長が招集し議長となる。
２　委員会は、原則として月１回の定例会を開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時会を開催することができる。
３　委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

（委員会の事務）
第６条　委員会の運営事務は、綾町農林振興課有機農業振興係が担当する。

第３節　教育の体制

（校長）
第７条　スクールの校長は、綾町長がその任に当たる。

（本科・実科の設置）
第８条　スクールに本科と実科を置き、その教育内容は次のとおりとする。

区　分	教　育　内　容
本　科	優れた農業経営者、綾町自然生態系農業に関する知識及び技術にかかる教育・実習
実　科	自らの農業経営の実践を通した伴走指導

（修業年限及び入校定員）
第９条　スクールの本科の修業年限は２年とし、実科の修業年限は地域おこし協力隊の期間内とする。
２　入校定員は１学年当たり３人とする。

（学年）
第10条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月31日に終わる。

（休業日）
第11条　学生の休業日は日曜日とする。
ただし、実習については、農繁期や天候等により前後するため運営主体の判断により休業日であっても臨時に授業を行うことができ、また、臨時に休業日を定めることができる。

（入学資格）
第12条　スクールの本科に入学できる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項に規定する者とする。
２　スクールの実科に入学できる者は、スクールの卒業生とする。

（入学希望の手続）
第13条　スクールに入学を希望する者は、入学願書（別記様式第１号）に履歴書（別記様式第１号の２）を添えて校長に提出しなければならない。

（入学試験及び入学の許可）
第14条　校長は、前条の入学願書を提出した者に対して面接試験を行い、その結果に基づいて入学を許可する。
２　面接試験の実施の期日、場所、その他必要な事項は、校長が別に定める。

（誓約書）
第15条　前条第１項により入学を許可された研修生は、入学の日までに誓約書（別記様式第２号）を提出しなければならない。

（入学料及び授業料の徴収）
第16条　スクールは、入学料、授業料を徴収するものとする。（様式第３号）
２　入学料は、研修生の研修準備支度料に充てるものとし、入学年度の４月30日までに運営主体に納付するものとする。
３　授業料は、運営主体の指示に従い納付するものとする。
４　スクールの入学料及び授業料等の額は、別に委員会が定める。

（日課時限）
第17条　研修生の日課時限は、別表１のとおりとする。
２　運営主体は、特別な理由がある場合は日課時限を変更することができる。

（授業科目）
第18条　授業科目は、委員会が別に定めるものとする。

（教育）
第19条　スクールの教育は、講義・実習により行う。
２　農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の策定を以て、卒業論文とする。

（教場）
第20条　教育の教場は、座学は綾町農業開発センターおよび普及センター、実習は原則として運営主体の農場とするが、必要がある場合にはこれら以外の教場においても行うものとする。

（指導要録及び学籍簿）
第21条　運営主体は入学を許可された研修生について、研修生指導要録（別記様式第４号）を作成し、各学年終了後に必要事項を記載の上、委員会に提出するものとする。
２　前項の研修生指導要録は、綾町農林振興課が学籍簿として永年保存するものとする。

（施設及び設備等の管理の総括）
第22条　運営主体は、就農準備資金制度にかかる研修施設として、宮崎県の認定を受けるとともに、研修に必要な適切な規模を維持すること。
２　運営主体は、県の認定を受けた施設及び設備が研修の規模・内容に影響するほど縮小すると見込まれる場合には、委員会との協議を行うこと。

（施設及び設備等の使用条件）
第23条　スクールの施設及び設備等を使用する者は、次の各号に従わなければならないものとする。
（１）施設及び設備等を使用する場合は、十分な操作研修や必要な資格取得等を行っていることを確認した上で利用を許可する。
（２）施設及び設備等を目的以外に使用しないこと。
（３）施設及び設備等を破損又は滅失したときは、原因を究明した上で、使用者の瑕疵に応じた経費を求めるものとする。

第２章　教務に関する規程

スクールの教務の運用にかかる規程は、本章及び委員会の決定に従う。

第１節　出欠の記録及び公欠

（出席簿）
第24条　出席簿は、別記様式第５号により、運営主体が管理する。
２　出席簿の記帳は、各科目の講師が授業時間中に行う。
３　記入方法は、欠席は「／」「□」、公欠は「公」、遅刻は「□」、早退は「早」とする。
４　授業開始時に出席が確認できなかった者は欠席として記録する。
５　運営主体は、毎月出席状況を取りまとめ委員会に報告を行う。

（欠席届）
第25条　学生は、病気その他のやむを得ない事情により講義、実習等の開始時刻に出席確認を受けることができなかったときは、遅滞なく連絡を運営主体にするものとする。
２　欠席届又は公欠届の提出がない場合は、やむを得ない事情があっても欠席とする。
３　欠席の理由が第25条の要件を満たす場合は、公欠とする。

（公欠の要件）
第27条　前条の適用は、次の各号に掲げる場合とする。
（１）運営主体が指示または承認する行事等への参加　運営主体が必要と認める日数
（２）運営主体が認める資格の取得試験、講習　運営主体が必要と認める日数
（３）就農に関する打合せ　運営主体が必要と認める日数
（４）忌引　父母７日、兄弟・姉妹・祖父母３日、おじ・おば１日
（５）伝染病等による登校停止、非常災害の罹災　運営主体が必要と認める日数
（６）その他、運営主体が特に必要と認めた場合

第２節　成績評価

（履修）
第29条　研修生は、座学のすべてを履修するものとし、実習については運営主体の指示により履修を行う。
ただし、在学しながら地域おこし協力隊員として、また、他産業での自己実現についても追求する者については、その活動を妨げないよう実習を調整するものとする。

（評価）
第30条　各教科の評価は、座学・実習共に、知識、技術・技能の習　熟度、出席状況等により運営主体が行う。

（成績評価の方法）
第31条　成績の評価は、運営主体が行うものとする。
２　評価基準は、次のとおりとする。
（１）講義及び演習
知識90点、出席点10点の合計100点とし、学習態度を20点を上限として除する。
（２）実習
知識40点、技能・技術40点、出席点20点の合計100点とし、学習態度を20点を上限として除する。
（３）卒業論文は、データ整理20点、経営目標20点、経営シミュレーション30点、自己研究30点の合計100点とする。

（評定）
第32条　成績評価は、次の４段階の評定に区分する。

評　　定	評　　点
優	85点以上
良	70点以上　　85点未満
可	60点以上　　70点未満
不可	60点未満

（成績及び出欠状況等の整理、通知）
第33条　運営主体は、学年終了後に、研修生の成績及び出欠状況を取りまとめ、委員会に提出するものとする。

第３節　進級及び卒業の認定

（進級）
第34条　進級の認定は、座学、実習の各評点の平均が70点以上であることを要件とする。
２　進級の認定は、委員会において審査し、その結果に基づき校長が行う。
３　委員会は、座学、実習の各評点の平均が70点未満になると見込まれる場合、事前に研

修生に対して警告・協議を行うものとする。

(卒業)
第35条　卒業の認定は、第21条で定める授業科目を履修することを要件とする。
２　卒業の認定は、委員会において審査し、その結果に基づき校長が行う。
３　委員会は、座学、実習の各評点の平均が70点未満になると見込まれる場合、事前に研修生に対して警告・協議を行うものとする。

(卒業証書の授与)
第36条　校長は、前条の規定による卒業を認めた研修生に対して卒業証書(別記様式第７号)を授与する。

(称号の授与)
第37条　校長は、第 33 条による卒業を認めた研修生に対して綾町自然生態系農業士の称号を授与する。

第４節　退学、休学及び復学

（退学)
第38条　研修生は、病気その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、運営主体を通じて委員会に退学願(別記様式第８号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（休学及び復学)
第39条　研修生は、病気、災害等のやむを得ない理由により休学しようとするときは、運営主体を通じて委員会に休学願(別記様式第８号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。
３　休学の許可を受けた研修生は、その許可を受けた期間内に休学の理由が消滅したことにより復学しようとするときは、運営主体を通じて委員会に復学願（別記様式第９号）を提出し、校長の許可を受けなければならない。

（表彰)
第40条　校長は、他の模範となる研修生を、次の基準に基づいて委員会の審議を経て、表彰することができる。
（１）学業成績優秀賞
ア　平均点85点以上の者
イ　原則として１名
（２）生活功労賞
ア　人格、指導性ともに優れ、他の範となる者
イ　規則等を遵守し、自治会、消防団員等として顕著に活動、貢献した者
（３）皆勤賞
２年間のすべての講義・実習・研修に出席した者
（４）その他
校長がその行為につき他の学生の模範として特に認めた場合
２　表彰の時期は、卒業時とする。ただし、特に必要と認めた場合、臨時に行うことができるものとする。
(懲戒)
第41条　懲戒は、一定の事由の発生を要件として、スクールの教育上の措置により、研修

生に対して一定の制裁を与える不利益処分である。
2　懲戒は、行為の態様、結果及び影響等を総合的に検討し、教育的配慮を加えた上で行うものとする。
3　懲戒により研修生に課せられる不利益は、懲戒目的を達成するために必要な限度にとどめるものとする。
4　懲戒は、次の各号に掲げる区分によるものとする。
（1）　退学　研修生の身分をはく奪する。
（2）　停学　一定の期間、スクールへの登校を停止する。
（3）　訓告　将来への戒めとして、注意を促す。
5　懲戒の対象となり得る行為を運営主体が認知したときは、速やかに委員会を通じて校長に連絡するとともに、速やかに調査・確認を行う。
6　運営主体は、当該行為を行った研修生及び関係する者から事情聴取を行うなどの方法により、事実の全容を詳細に把握するよう努めなければならない。
7　委員会は、前項の事情聴取等に基づき、懲戒の要否、種類及び量定に関する案(以下「処分案」という。)を審議し、校長に報告するものとする。
8　懲戒処分の量定は、次の各号に掲げる事項を総合的に考慮のうえ、決定する。
（1）　行為の動機、態様及び結果
（2）　故意又は過失の有無
（3）　他の研修生及び社会に与える影響
（4）　行為を行った研修生の立場及びその立場と行為との関係
（5）　過去の非違行為の有無
（6）　日頃の修学状況や行為後の対応
9　停学は有期とし、２週間を限度とする。
10　委員会は、処分を決定する前に、当該研修生にその旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。
11　懲戒処分の決定は、第７項、第８項の報告に基づき、委員会の議を経て、校長が行う。
12　懲戒処分の告知を受けた学生は、当該処分に異議がある場合は、校長に異議を申し立てることができる。
13　前項の異議申立ては、懲戒処分書の交付を受けた後、14日以内に行わなければならない。
14　校長は、第11項の異議申立てがあったときは、委員会の議を経て、速やかに再調査の要否を決定しなければならない。
15　前項の規定により、校長が再調査の必要がないと決定した場合は、速やかにその旨を当該学生に通知する。
16　再調査により、当該懲戒処分の減免を決定した場合、校長はその旨を当該学生に通知する。
17　懲戒に付せられるべき行為が裁判等で継続中の場合でも、校長は懲戒手続きを進めることができる。
18　委員会は、非違行為があった研修生に対して、処分を受けたか否かを問わず、反省文又は課題の提出、社会奉仕活動への参加及び定期的な面談等の研修生活の改善に必要な

教育指導を行うものとする。

第42条　校長は、研修生及び卒業生の申請により、次の証明書を交付する。
（１）在学証明書（別記様式16号）
（２）卒業証明書（別記様式17号）

第３章　研修生活に関する規程

第１節　研修生活一般

（本章の目的）
第43条　本章は、研修生がこの章に定めるところの規程を守り、綾町民として研修生の本分を全うすることを目的として定めるものとする。

（町民としての心得）
第44条　研修生は、綾町憲章を心に刻み、綾町民として町内産業の振興や自治公民館、消防団　活動に積極的に取り組むものとする。
２　綾町憲章
1. 自然生態系を生かし育てる町にしよう
1. 健康で豊かな活力ある町にしよう
1. 青少年に誇りと希望をいだかせる町にしよう
1. 生活文化に創意と工夫をこらす町にしよう
1. 思いやりとふれあいで明るい町にしよう

（禁止事項）
第45条　研修生は、法令に反する行為及び次の行為を禁止する。
（１）危険物等の所持又は研修施設内への持込み
（２）他の研修生の勉学又は休息に妨害となる行為

（報告及び通報義務等）
第46条　研修生は交通違反・事故を起こした場合、速やかに運営主体を通じて委員会に報告しなければならないものとする。
２　研修生が起こした交通事故については、その一切の責任は研修生に帰するものとする。

第５章　補則

第47条　この要領に定めるほか、スクールの研修生の教育に関する管理運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

（附則）
１　この要領は、令和５年６月10日から施行する。
令和７年４月24日改正
令和８年４月１日改正